

○動物実験等の情報公開に関する達

平成19年3月30日産医大内達第8号

改正

平成24年3月28日内達第13号

平成27年7月30日内達第21号

動物実験等の情報公開に関する達

(目的)

第1条 この達は、産業医科大学動物実験管理規程（平成19年規程第8号。以下「規程」という。）

第28条第2項の規定に基づき、産業医科大学（以下「本学」という。）における動物実験等の情報公開等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(公開方法)

第2条 学長は、次の各号に掲げる事項について、文書冊子、電子媒体及び閲覧の方法により、情報を公開するものとする。

- (1) 動物実験等に関する規程等
- (2) 実験動物の飼養保管状況
- (3) 実験動物に係る自己点検・評価、検証の結果
- (4) その他動物実験等に関する事項

(開示請求の手続)

第3条 動物実験等に関する情報開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を学長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

- (2) 開示請求の目的

2 学長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正（補正の参考となる情報の提供を含む。）を求めることができる。

3 開示請求書の受付窓口は、大学事務部大学管理課（以下「大学管理課」という。）とする。

4 動物実験責任者、動物研究センター（以下「センター」という。）その他大学管理課以外の部署等に対して、開示請求があった場合は、当該部署等において開示請求者の氏名、連絡先電話番号等を確認し、速やかに大学管理課に連絡するものとする。

5 大学管理課は、前項の連絡に基づき開示請求者に対し、本学における開示請求の手続きについて説明し、当該手続きに基づき対応することとする。

(学長への報告)

第4条 大学管理課は、開示請求書を受け付けた場合は、当該開示請求に関連する情報等とともに学長に報告するものとする。

(学長の対応)

第5条 学長は、産業医科大学動物実験委員会委員長（以下「委員長」という。）あてに開示請求書を回付するとともに、各教授会に対し、開示請求があった旨の報告及び産業医科大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）において対応する旨の説明を行うものとする。

(情報開示の可否に関する審議)

第6条 委員長は、速やかに委員会を招集し、当該開示請求に係る内容について審議する。

2 委員会は、非公開とする。

3 当該審議結果は、委員長が学長に審議経過を含め、報告するものとする。

(審議結果に基づく回答)

第7条 学長は、委員長からの報告に基づき当該開示請求に対して開示、一部開示又は不開示の決定を行い、開示請求者へ文書により回答する。

2 学長は、各教授会に対し、開示請求に基づく回答内容を報告するものとする。

(情報開示の範囲)

第8条 開示請求に係る内容の審議は、動物実験を行うにあたり動物実験責任者が申請した「産業医科大学動物実験計画承認申請書」（以下「申請書」という。）を基に行う。

(開示・不開示の対象項目)

第9条 開示・不開示の対象となる項目は、申請書に記載した次の21項目とする。

(1) 申請区分（新規・変更・継続）

(2) 研究課題名

(3) 動物実験責任者名

(4) 動物実験実施者名

(5) 講座等主任者名

(6) 実験実施期間

(7) 飼養保管場所

(8) 実験の実施場所

- (9) 使用動物（動物種、系統、性別、匹数、微生物学的品質、入手先又は導入先）
 - (10) 研究目的
 - (11) 実験方法
 - (12) 特殊実験区分（感染実験…安全度分類、遺伝子組換え動物使用実験、放射性同位元素・放射線使用実験、化学発癌・重金属実験）
 - (13) 動物実験の種類
 - (14) 動物実験を必要とする理由
 - (15) 想定される苦痛のカテゴリー
 - (16) 動物の苦痛軽減、排除の方法
 - (17) 安楽死の方法
 - (18) 動物死体の処理方法
 - (19) その他必要又は参考事項
 - (20) 委員会記入欄…審査終了、修正意見等、審査結果
 - (21) 学長承認欄…承認番号、印影
- （開示・不開示の判断等）

第10条 本学における情報の開示、一部開示及び不開示の判断は、前条各号に規定する項目及び開示請求者が請求した開示範囲にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 研究者の情報については、開示とする。ただし、教授、准教授及び講師とする。
- (2) 実験動物の入手先・納入業者名及び納入業者名を特定できる情報については、不開示とする
(申請書：使用動物の入手先（導入機関名）の欄が該当する。)。
- (3) 研究課題名、研究目的及び実験方法については、原則として不開示とする。ただし、動物実験責任者及び講座等責任者と個別に協議することにより、一部を開示することができるものとする。
- (4) 申請書に基づく審議の経過（委員会の議事概要、コメント、意見等）に関する情報については、不開示とする。
- (5) 学長承認欄については、開示する（学長の氏名及び印影が該当する。）。

2 開示請求者のセンター及び規程第2条第2号に定める施設等への立入りは、面会、見学、調査等の理由に関わりなく、建物の安全管理及び実験動物の飼育環境、実験環境等の保護並びに感染防止の観点から許可しない。

（開示の方法）

第11条 開示は、すべて文書により行う。

2 開示する文書の種類、内容、記載等については、開示請求の内容に応じ、個別に作成する。

(手数料)

第12条 開示請求者は、開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 前項に規定する手数料の額は、別に定める。

(その他)

第13条 この達に定めるもののほか、情報の公開に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いたうえで、

学長が定める。

附 則

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日内達第13号)

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月30日内達第21号)

この達は、平成27年8月1日から施行する。